

大和高田市地方税ポータルシステム
ASP サービス提供業務
仕様書

令和8年6月

1 件名

大和高田市地方税ポータルシステム ASP サービス提供業務

2 目的

地方税共同機構(以下「機構」という。)が運営している地方税ポータルシステム(以下「eLTAX」という。)に対応した審査システム等を導入するにあたり、機構が承認した「認定委託先事業者」(以下「事業者」という。)が提供する、共同利用型の ASP サービスを利用することで、eLTAX に対応するシステムの維持管理に係る負担軽減を図り、納税者の利便性向上と課税業務の効率化を目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和 13 年 12 月 31 日まで

①導入期間：契約締結日から令和 8 年 12 月 6 日まで

②サービス提供期間：令和 8 年 12 月 7 日から令和 13 年 12 月 31 日まで

支払期間は令和 9 年 1 月分から令和 13 年 12 月分までの 60 か月とし、サービス提供開始月(令和 8 年 12 月)については、月途中からの提供となるため、当該月分の月額利用料は請求しないものとする。

導入作業が必要な場合には、導入期間内に、既存の ASP 本番環境で稼働している運用が途切れることなく、新 ASP 本番環境でスムーズに運用開始できるように初期設定作業(環境設定、事前動作確認及び操作研修等)を行い、テスト環境、新本番環境にて十分な動作テスト等を行うこと。

4 入札額

入札額は以下の合計額とする。

(1) システム導入費

(2) システム利用料(月額) 60 か月分

なお、内訳としてシステム導入費の総額及び月額相当額とシステム利用料の総額及び月額金額を記入すること。

5 事業者の要件

本契約の ASP サービスで扱うデータは、納税者に関する秘匿すべき重要機密情報であることから、情報セキュリティ対策、個人情報保護対策が十分に確保されることが必須であり、事業者は次の要件をすべて満たすこと。

(1) 認定委託先事業者

機構が事業者に必要な情報セキュリティ対策及び個人情報保護等の要件を定めた「認定委託先事業者の認定基準等に関する要綱」に適合し、機構の審査を経て認定委託先事業者としての認定を得た事業者であること。

(2) 技術基準への準拠

総務省が告示する「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」に準

扱すること。

(3) 外部監査

機構が定める「認定委託事業者監査実施要項」に基づき、機構による外部監査を受けて情報セキュリティ対策の維持が担保されること。

6 システムの基本要件

次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 機構により構築された地方税ポータルシステム、並びに国税連携ポータルサーバに接続し、動作するものであること。
- (2) 本市がクライアント用として設置するパーソナルコンピュータ（以下「クライアント端末」という。）と受注者がデータセンターに設置する審査サーバ及び国税連携サーバ（以下「審査サーバ等」という。）を、LGWAN-ASP方式（LGWAN回線を利用したASP方式によるコンピュータサービス）で接続することができること。
- (3) 機構が定める「審査システム仕様書」及び「国税連携システム仕様書」、その他関連仕様等における要件を満たすものであること。
- (4) クライアント端末の設置場所は本市税務課及び本市が指定する場所とする。
- (5) クライアント端末等のハードウェア、一般のソフトウェアの調達及び庁内ネットワークの設定については調達の範囲外とする。
- (6) データセンターについて、最低限、次の要件をすべて満たし、セキュリティ対策及び安全性等が十分に確保されていること。
 - ① データセンターは国内に所在していること。
 - ② 「ISO/IEC 27001 (ISMS)」の認証を取得していること。
 - ③ サーバ室への入室は許可された者のみとし、すべての入退室管理記録が一定期間保管可能であること。
 - ④ 24時間365日、監視を行い、映像記録が一定期間保管可能であること。
 - ⑤ 停電が発生した場合でもサービス提供を継続するための非常用自家発電装置を備えており、24時間継続運転が可能な燃料容量を備えていること。
 - ⑥ 非常用自家発電装置が安定的に起動するまでの間、瞬断することなくサーバ等の機器に十分な電力供給が可能な無停電電源装置が設置されていること。
 - ⑦ 耐震・免震等の構造により、震度6強から震度7の地震が発生した場合でも倒壊しない耐震性能を有し、被災後も継続して利用が可能であること。
 - ⑧ サーバルームの機器に対して空調能力が十分であること。

7 調達の範囲

調達の範囲は以下のとおりとする。

- (1) 電子申告サービス
- (2) 年金特徴サービス
- (3) 国税連携サービス

※ 共通納税サービスについてはeLTAXの第5期更改により共通納税IFSに移行されるため、調達の必須範囲とはしないこととする。

8 ASP サービスの内容

次のサービスを本市に提供すること。

(1) 電子申告サービス

- ①税務担当者情報の登録・照会
- ②利用届出データの検索・照会・審査
- ③電子申告データの検索・照会・印刷・審査
- ④団体間回送データの検索・照会・印刷・審査
- ⑤特別徴収税額通知データの送信
- ⑥団体間回送データの送信
- ⑦利用届出データの連携ファイル出力
- ⑧電子申告データの連携ファイル出力

(2) 年金特徴サービス

- ①税務担当者情報認証
- ②団体回付データ（配信）の受信・抽出・出力
- ③団体回付データ（集信）のチェック・XML 作成・XML 送信

(3) 国税連携サービス

- ①国税連携データの受信・検索・照会・印刷・出力
- ②団体間回送データの送信・受信・出力
- ③法定調書データの受信・検索・照会・印刷・出力
- ④源泉徴収義務者データの受信・検索・照会・印刷・出力
- ⑤扶養是正情報データの送信
- ⑥住民登録外課税通知データの送信・受信・出力

9 業務内容

本業務の受注者は、システムの導入及び運用に関し、以下に掲げる業務を行う。具体的な内容については、本市担当者と協議の上、決定するものとする。

(1) 作業スケジュールの作成

受注者は、契約締結後速やかに本市又は機構と審査システム等の導入に関して協議又は調整を行い、本市に対して導入に係る作業実施計画を提出する。作業実施計画には次に掲げる事項を記載すること。

- ①クライアント等の設定変更に関すること。
- ②審査システム等の総合運転試験に関すること。
- ③データ移行作業に関すること。
- ④その他、本市が導入業務において必要と判断する事項に関すること。

(2) データ移行作業

データ移行作業が発生する場合は、機構が定める「リプレイス計画」や「データ移行マニュアル」等の仕様書及び機構の指示に従い、既存データの取込作業を行う。なお、既存データの取出し作業については既存の事業者が無償にて行い、移行データの年数については機構が定める年数を標準とし、本市と既存の事業者と受注者の間で協議の上、決定する。

(3) 審査システム及び国税連携システム設定

eLTAX サーバ等において、本市が利用するサービスを提供するために必要となる設定を行う。

(4) クライアント端末の設定作業

受注者は本市が用意するクライアント端末に対して、機構仕様書に基づき、必要なソフトウェアのインストール及び設定を行う。設定作業後は、サーバとクライアント間の接続確認試験を行う。接続確認試験は、機構より指定される総合試験期間の実施時期を踏まえ、本市と実施時期を調整し、完了させること。なお、クライアント端末については、機構仕様書におけるハードウェア要件及びソフトウェア要件を満たす端末とする。

本市が保有するクライアント等に係る前提条件

eLTAX を使用するクライアント端末の台数は最大 20 台とする。

内訳として、物理端末は最低 10 台とし、この 10 台については導入及びサポート対象とすること。残り 10 台については現状仮想環境での運用を想定しており、仮想端末は機構の eLTAX 要件として認められていないことから、仮想環境への導入は本市で行うこととし、受注者は導入マニュアル等を本市に納品すること。仮想環境での運用において問題等が発生した場合は、物理端末での運用に切り替えることを想定している。

前提条件は仮想環境、物理端末ともに以下のとおりである。

項目	状況
OS	Windows 11 Pro
メモリ	8GB
Office	Microsoft Office 2019 以上
ブラウザ	Microsoft Edge (Chromium 版)
資源管理	SKYSEA
ウイルス対策	Trend Micro Apex One
仮想化ソフト	SKYDIV Desktop Client

(5) 総合運転試験の支援業務

機構が定める「地方税ポータルシステム総合運転試験手引書」ほか各種試験関連資料に基づき、本市が実施する総合運転試験についての支援を行う。

(6) データ連携に係るシステムの設定作業

基幹税務システムとのデータ連携をスムーズに行うため、データ連携に係るシステムを構築し、その初期設定を行う。

(7) ドキュメント類の提供

導入時及び運用稼働後に必要な各種ドキュメント類の整備を行う。ドキュメント類は機構から提供される各種「手引書」を補完し、簡易に整理されていること。

10 個人情報の取扱い

受注者は、本業務の履行にあたり、個人情報の保護に留意し、大和高田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第20号）、規則、規程、その他関係法令等を遵守すること。

11 その他

本業務の契約期間中に対応が必要となる機能等の追加対応について、支援内容や費用等については機構から示される情報等をもとに本市と受注者にて別途協議を行うこととする。

この仕様書に定めがない事項及び疑義が生じた場合は、本市と受注者にて協議の上、定めるものとする。